令和５年度
東日本地域におけるPPP/PFI手法優先的検討規程
策定・運用に関する調査検討支援業務
【報告書（概要版）】

令和6年3月

目次

1. 業務概要 1
　1-1. 業務目的 1
　1-2. 支援対象 1
2. 支援対象団体に対する検討 3
　2-1. 優先的検討規程案の策定支援 3
　2-2. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理 13

1. 業務概要

1-1. 業務目的

内閣府では、地方公共団体等が公共施設等の整備等にあたり、効率的かつ効果的に実施できる仕組みを構築することを推進している。この仕組みとして挙げられるのが、PPP/PFI手法の適用を従来の調達等の手法に優先して検討する規程である「優先的検討規程」の策定・運用であり、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年6月民間資金等活用事業推進会議改定）（以下「指針」という。）において枠組となる指針が定められている。

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とするものである。

1-2. 支援対象

本業務の支援対象は、以下のとおり。

支援対象１	① 支援対象団体：福島県会津若松市 ② 優先的検討規程案を試行する事業案件：学校給食センター整備運営事業
支援対象２	① 支援対象団体：茨城県高萩市 ② 優先的検討規程案を試行する事業案件：文教施設の複合化
支援対象３	① 支援対象団体：東京都武蔵野市 ② 優先的検討規程案を試行する事業案件：学校改築事業
支援対象４	① 支援対象団体：愛知県豊川市 ② 優先的検討規程案を試行する事業案件：生涯学習センター建設事業
支援対象５	① 支援対象団体：愛知県江南市 ② 優先的検討規程案を試行する事業案件：（仮称）多世代交流プラザ整備等事業

2. 支援対象団体に対する検討

2-1. 優先的検討規程案の策定支援

2-1-1. 優先的検討規程作成における各支援対象団体の意向及び優先的検討規程の特徴（まとめ）

優先的検討規程作成における各支援対象団体の意向及び優先的検討規程の特徴を下表にまとめる。

表：優先的検討規程作成における各支援対象団体の意向及び優先的検討規程の特徴（まとめ）

特徴			会津若松市		高萩市		武蔵野市		豊川市		江南市
優先的検討規程策定に関する意向		・庁内における現状の取組との整合。 ・使いやすい優先的検討であること。		・公共施設等の整備と公的不動産の活用の双方への民間活力導入に対応した優先的検討規程。		・市の地域特性を踏まえた優先的検討規程。		・庁内におけるPPP/PFI手法の導入推進に寄与する優先的検討規程。		・過去に実施したPPP/PFI事業で得た課題を踏まえた優先的検討規程。	
特徴①	規程本文と運用の解説書を分けて作成	○		－		○		○		○	
		目的	規程を例規に記載する方が運用をルール化しやすい。	目的		目的	要綱と運用上の解説及び詳細な手順を分けて作成。	目的	規程を例規に記載する方が運用をルール化しやすい。	目的	規程と運用上の解説及び詳細な手順を分けて作成。
特徴②	優先的検討の対象の設定	○ （建設、製造または改修を含む事業について、運営等を含むもの･含まないものに分けて事業費基準を設定）		○ （自治体規模を考慮した事業費規模の設定）		○ （建築可能な延べ面積が2,000㎡未満の場合は優先的検討の対象から除外）		－		－	
		目的	職員の負担を留意しつつ検討対象事業を増やす。	目的	職員の負担及び自治体規模を考慮した費用の設定。	目的	地域特性を踏まえてPPP/PFI事業になりにくい規模の案件は除外。	目的		目的	
特徴③	インフラの取り扱い	○ （インフラ（水道、道路　等）を優先的検討の対象外とする）		○ （インフラ（水道、道路　等）の維持管理等への包括的民間委託の導入に関して簡易な検討を省略可）		○ （インフラ（水道、道路　等）の維持管理等への包括的民間委託の導入に関して簡易な検討を省略可）		○ （インフラ（水道、道路）を優先的検討の対象外とする）		○ （インフラ（水道、道路　等）の維持管理等への包括的民間委託の導入に関して簡易な検討を省略可）	
		目的	既に各所管課でPPP/PFIの活用検討が進められている。	目的	実務面で検討の初期段階から詳細な検討レベルの検討が必要になるため。	目的	実務面で検討の初期段階から詳細な検討レベルの検討が必要になるため。	目的	既に各所管課でPPP/PFIの活用検討が進められている。	目的	実務面で検討の初期段階から詳細な検討レベルの検討が必要になるため。
特徴④	サウンディング型市場調査の取り扱い	○ （「簡易な検討」に追加して実施可）		－		○ （定量的評価を必須としない代わりに定性的評価と民間事業者への意見聴取を実施）		－		○ （サウンディング型市場調査の結果を踏まえて定性的評価･定量的評価を実施）	
		目的	事業の実現性を向上する目的で実施可能とする。	目的		目的	職員の負担軽減と民間ノウハウ発揮によるサービス水準の向上をPPPにより実現	目的		目的	職員の負担軽減と民間ノウハウ発揮によるサービス水準の向上の観点からPPP/PFIの導入可能性が高い案件に絞って検討を実施。

特徴		会津若松市		高萩市		武蔵野市		豊川市		江南市	
特徴⑤	結果の公表様式の作成	－		○		○		○		－	
		目的		目的	結果公表による民間ノウハウ流出等の防止。	目的	結果公表による民間ノウハウ流出等の防止。	目的	結果公表による民間ノウハウ流出等の防止。	目的	
特徴⑥	PPP/PFI手法導入検討体制の構築	○ （PPP/PFIの導入・検討体制と既存の庁議等での意思決定の整合）		○		○		○		○ （モニタリングや庁内でのノウハウ蓄積まで見通した連携体制）	
		目的	既存の業務発注プロセスとの整合・整理が必要。	目的	計画的なPPP/PFI事業の検討・予算化を推進。	目的	計画的なPPP/PFI事業の検討・予算化を推進。	目的	計画的なPPP/PFI事業の検討・予算化を推進。	目的	事業開始後の庁内連携や継続的なノウハウ蓄積のため。
その他	＊その他の特徴	－		・公共サービス提供へのPPP/PFI手法導入と公的不動産活用への民間活力導入の双方に対応した規程を作成。 （目的：公共施設等の更新と合わせて廃止する施設の利活用にも民間活力を導入する。） ・PPP/PFI事業の検討手順（フロー）を整理。 （目的：PPP/PFI手法と従来手法の導入手順・スケジュールを視覚的に整理）		・武蔵野市における「公共施設等」とPFI法上の規定との整合を整理。 （目的：庁内で理解しやすい表現とPFI法の対象となる公共施設の整合）		・優先的検討の対象に「詳細な検討」を実施することとし、「簡易な検討」は優先的検討の対象事業の基準を下回る事業を対象に実施。 （目的：PPP/PFI事業の創出促進）		・規程の見直しに関する考え方の整理。 （目的：市で蓄積したノウハウや法改正等を踏まえた規程に見直すタイミングを規定）	

2-1-3. 優先的検討規程案の特徴（詳細）

（1）特徴②　優先的検討の対象の設定

会津若松市：建設、製造または改修を含む事業について運営等を含む・含まないに分けて設定

「建設、製造又は改修を含むもの」という表現は、「建設、製造又は改修のみを行うもの」と「建設、製造又は改修及び運営等を行うもの」の両方の意味で捉えられる。運営等を含むかどうかで事業費基準が変わる可能性は十分に考えられるため、会津若松市規程では「建設、製造又は改修及び運営等を行うもの」に関する事業費基準を10億円以上とした上で、「建設、製造又は改修のみを行うもの」の事業費基準を過去10年程に実施されたPFI事業の事例調査及び会津若松市における過去の事業実績を鑑みて5億円以上に設定した。

表：優先的検討の対象とする事業費の基準（会津若松市規程）

建設、製造又は改修を含むもの	事業費の総額が5億円以上
建設、製造又は改修を含む運営等を行うもの	事業費の総額が10億円以上
運営等のみを行うもの	単年度の事業費が5,000万円以上

高萩市：自治体規模を考慮した事業費規模の設定

高萩市の人口は27,699人（令和2年度国勢調査）であるため、手引における優先的検討の対象とする事業費の基準（建設、製造又は改修を含むもの：10億円以上、運営等のみを行うもの：1億円／年度以上）を採用することの適切性に懸念がある。このため、過去10年程度実施されたPFI事業の事例調査及び他自治体の優先的検討規程における事業費規模の設定を参考に、高萩市の規模を踏まえた適切な事業費の基準を検討した。

検討の結果及び検討を踏まえた高萩市規程における優先的検討の対象事業の規模は下表のとおり。

表：優先的検討の対象とする事業費の基準（高萩市規程）

	事業費	検討結果
建設、製造又は改修を含むもの	事業費の総額が3億円以上	事例調査の結果、最も事業費が小さい事例が約3億円であるため、PPP/PFI手法導入の可能性があり、かつ検討機会を増やす基準として3億円以上に設定。
運営等のみを行うもの	単年度の事業費が5,000万円以上	事例調査の結果、約5,000万円／年度のコンセッション方式を採用した事業があるため、PPP/PFI手法の検討機会の確保も鑑みて約5,000万円／年度以上に設定。

■ 優先的検討の対象事業の事業規模（事例整理）

表：分析の対象とする事例の条件

期　　間	過去10年程度（2012年4月1日～2023年9月） ※実施方針の公表年月日を基準日とする。
実施主体	実施主体が市町村の事業に限る。
事 例 数	283件
備　　考	・弊社が独自に収集しているPPP/PFI事業データベースを参照している。 ・事業費（予定価格）またはVFM（選定時）が公表されていない事業は、分析の対象外とする。

表：事業費別の件数（建設、製造又は改修を含むもの）

事業費（予定価格）	件数	VFM（平均）
2億円以上5億円未満	5件	9.3%
5億円以上10億円未満	13件	
10億円以上20億円未満	35件	7.1%
20億円以上50億円未満	73件	
50億円以上100億円未満	77件	
100億円以上	68件	

表：事業費（予定価格）が10億円未満の事業（建設、製造又は改修を含むもの）

実施主体	人口（万人）	公表日（実施方針）	施設種別		事業方式	事業期間	事業費(億円)	VFM（選定時）
			分野Ⅰ	分野Ⅱ			予定価格	
鹿児島県垂水市	1.4	2017/3/3	観光施設	道の駅	BTO方式	15年	5.9	9.0%
富山県富山市	41.4	2017/12/13	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	6	9.6%
岡山県笠岡市	4.6	2009/8/13	観光施設	道の駅	BTO方式	―	3	10.0%
山形県米沢市	8.1	2009/10/23	公営住宅	公営住宅	BTO方式	―	7.2	3.0%
山形県米沢市	8.1	2011/10/20	公営住宅	公営住宅	BTO方式	20年	8.5	4.5%
兵庫県西宮市	48.6	2012/1/6	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	9.9	13.1%
兵庫県神戸市	152.5	2012/7/3	社会福祉施設	幼稚園・保育園	BTO方式	7年	4	16.0%
山形県中山町	1.1	2018/7/10	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	3.8	5.0%
愛知県名古屋市	233.2	2018/10/19	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	6.4	5.0%
福岡県大刀洗町	1.6	2018/12/25	公営住宅	公営住宅	BTO方式	30年	6.1	10.0%
長崎県佐世保市	24.3	2019/1/24	公園施設	都市公園	BTO方式	18年	9	9.3%
滋賀県長浜市	11.4	2019/3/25	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	8.4	14.1%
山形県寒河江市	4	2019/9/25	公営住宅	公営住宅	BTO方式	10年	5.7	7.5%
鳥取県鳥取市	18.8	2020/1/16	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	6.8	13.8%
熊本県玉東町	0.5	2020/5/8	公営住宅	公営住宅	BTO方式	30年	8.5	3.3%
石川県小松市	10.6	2020/6/26	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	4.2	8.0%
山梨県身延町	1.1	2020/8/31	複合施設	その他観光施設	BTO方式	11年	9.4	14.5%
熊本県山都町	1.4	2021/1/13	公営住宅	公営住宅	BT方式	―	2.9	11.0%

表:コンセッション方式の事業

No.	実施主体	人口（万人）	公表日（実施方針）	施設種別	事業期間（維持管理･運営）	収入携帯	事業費(予定金額)		VFM（選定時）
							事業期間（億円）	単年度※（万円）	
36	高知県須崎市	2.1	2018/2/16	その他下水道施設	20年	独立採算型（サ-ビス購入型）	10.7	5,371	5.0%
60	大阪府大阪市	275.2	2018/10/18	美術館･博物館	15年（最長30年）	混合型	52.2	34,820	9.0%
95	神奈川県横浜市	377.7	2019/7/31	駐車場	20年	独立採算型	9.3	4,635	3.4%
146	滋賀県米原市	2.3	2021/2/21	その他観光施設	10年（最長20年）	独立採算型	9.2	9,234	10.1%

※事業費（予定価格・事業期間）の金額を事業期間で除した金額を単年度事業費としている。

武蔵野市：地域特性を踏まえPPP/PFI事業になりにくい案件を除外する条件の追加

武蔵野市は、市域が狭く広い面積の市有地が限られており、さらに市域の約7割が住居系用途地域に指定されているため、事業者提案を求めるにも制限が大きいという地域特性を持つ自治体である。

このため、優先的検討の対象については、事業費の規模のみでなく、施設の規模からもPPP/PFI手法を採用し得る可能性が高い事業を抽出する仕組みが必要であると考え、市が保有する公共施設の面積割合及び過去10年間のPFI事例における施設面積の傾向より、事業費規模が優先的検討の対象であっても、建築可能な公共施設等の延べ面積が2,000㎡未満の場合は優先的検討の対象外として取り扱うこととした。

表：公共施設占有面積（市有物件のみ）

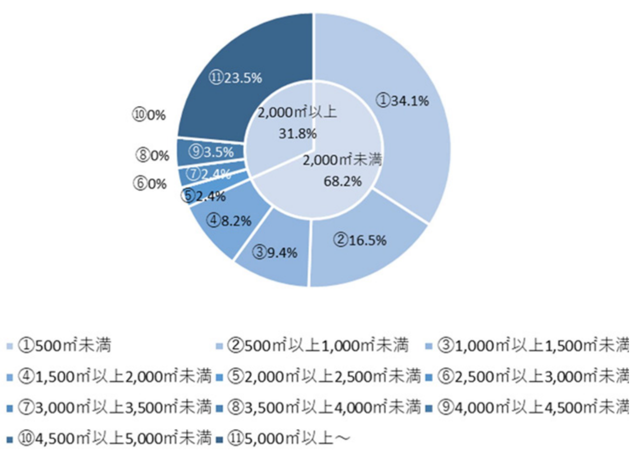

（参照：令和4年度 公共施設カルテ 対象85施設）

表：過去10年間のPFI事例施設占有面積

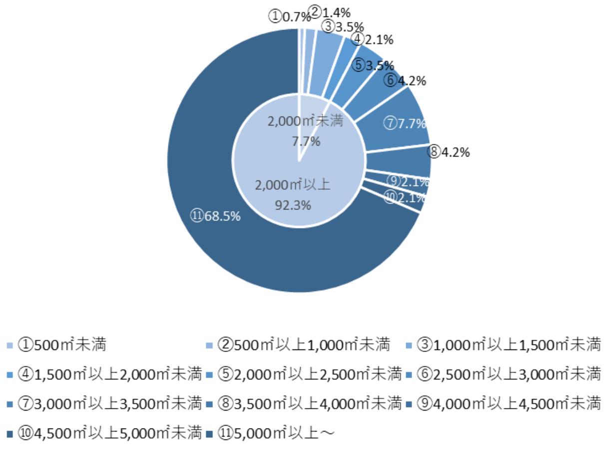

（参照：対象143施設（公表資料より不明なものは除く））

(2) 特徴③　インフラの取り扱い

本業務では、いずれの支援対象団体においてインフラを優先的検討の対象とするかが議論になった。

インフラのうち、廃棄物処理施設や浄水場等のいわゆるハコモノ整備においては、既に全国的にPPP/PFI手法が導入された実績があることも踏まえて、その他の公共施設（ハコモノ）と同様に優先的検討の対象として扱うことを可能とした。しかし、特に管路（水道、道路 等）の維持管理等については、以下の2つの理由から優先的検討の対象として扱うことが難しいとした。

理由①	管路（水道、道路 等）の維持管理等を優先的検討の対象とした場合、これらの事業は事業範囲によって優先的検討の対象規模に該当するかしないかが変わることから、適切な優先的検討の実施（対象として選定すること）を管理することが難しい。
理由②	管路（水道、道路 等）の維持管理等は、現状、地域の建設企業が委託等により担い手になることが想定されるため、PPP/PFI事業として成立させつつ地域の建設企業の存続等に影響がないような事業範囲や事業スキーム等を検討する必要があり、検討の初期段階から「詳細な検討」レベルでの検討が必要になる。

本業務では、各支援対象団体におけるインフラへのPPP/PFI手法導入の取組状況等を踏まえて下表のようにインフラの取り扱いを設定した。

表：インフラの取り扱いパターン

<table>
<tr><td rowspan="2">パターン①</td><td colspan="2">インフラ（水道、道路 等）は優先的検討の対象外とする。</td></tr>
<tr><td>採用・理由</td><td>会津若松市（既に所管課にて検討が進められているため）
豊川市（既に所管課にて検討が進められているため）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">パターン②</td><td colspan="2">インフラ水道・道路 等）の維持管理等への包括的民間委託の導入検討は「簡易な検討」を省略して「詳細な検討」から開始できる。</td></tr>
<tr><td>採用・理由</td><td>高萩市、武蔵野市、江南市
（検討の初期段階から詳細な検討レベルの検討が必要なため）</td></tr>
</table>

(3) 特徴④　サウンディング型市場調査の取り扱い

本業務では、武蔵野市と江南市で「簡易な検討」にサウンディング型市場調査を組み込む対応をとる方針とした。それぞれの自治体におけるサウンディング型市場調査の取り扱いは下表のとおり。

なお、会津若松市は、「簡易な検討」に追加してサウンディング型市場調査を実施して良い内容としている。

表：サウンディング型市場調査の取り扱い

武 蔵 野 市	PPP/PFI手法の主たる導入目的が公共サービスの水準向上であるため、「簡易な検討」において、定量的評価に代わり定性的評価と民間事業者の意見聴取等を実施する。
江　南　市	職員の負担軽減及びPPP/PFI手法の導入による公共サービスの水準向上の観点から、PPP/PFI事業として成立する可能性が高い案件に絞って定性的評価・定量的評価を実施したい考えであるため、「簡易な検討」の初期段階においてサウンディング型市場調査を実施する。

（4）特徴⑥　PPP/PFI手法導入検討体制の構築

本業務では、PPP/PFI事業実施に係る予算化や庁内のコンセンサス形成の円滑化を考慮して、意思決定機関を明確にした上で、特に財政担当が検討の初期段階から継続的に事業化検討に関わる検討体制を構築できるよう支援している。

特に江南市では、過去に江南市が実施したPPP/PFI事業の経験を踏まえて、事業開始後の円滑な庁内調整を目的として、事業化検討の要所で建築担当や企画担当にも検討状況や背景等を共有し、連携して事業を進めていけるように体制を構築している（建築担当は施設整備段階や修繕における現場確認の役割分担のため、企画担当は補助制度等の情報共有を目的としている）。

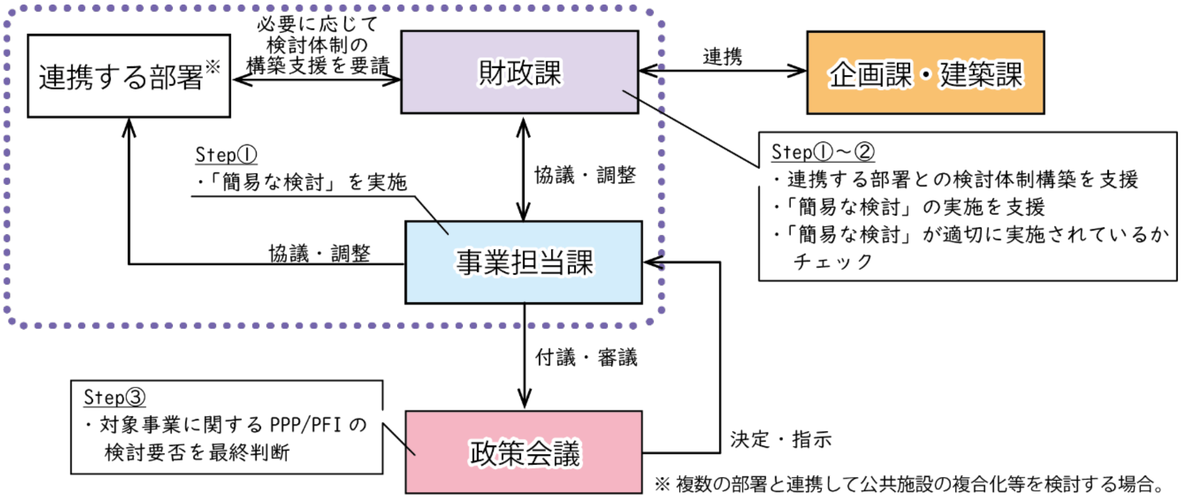

図：PPP/PFI手法の導入体制（江南市規程）

（5）特徴⑦　公的不動産の活用への民間活力導入に対応した規程

高萩市規程は、公共施設等の整備へのPPP/PFI手法の導入と、公的不動産の活用への民間活力導入の両方に対応できる規程を作成したい意向である。検討の結果、手引に基づく検討手順・内容は、公共施設等の整備へのPPP/PFI手法の導入には適用するが、公的不動産の活用への民間活力導入の検討には適用しないことを把握した。このため、手引に基づく「簡易な検討」の検討手順・内容の整理とは別に、公的不動産の活用への民間活力の導入検討に関する検討手順・内容を整理した。

使用する検討フローの判断

検討する事業が、公共サービスの提供へのPPP/PFI手法の導入と公的不動産の活用への民間活力導入のどちらの検討手順・内容に当てはまるか判断するためのフローを下図のとおり整理した。

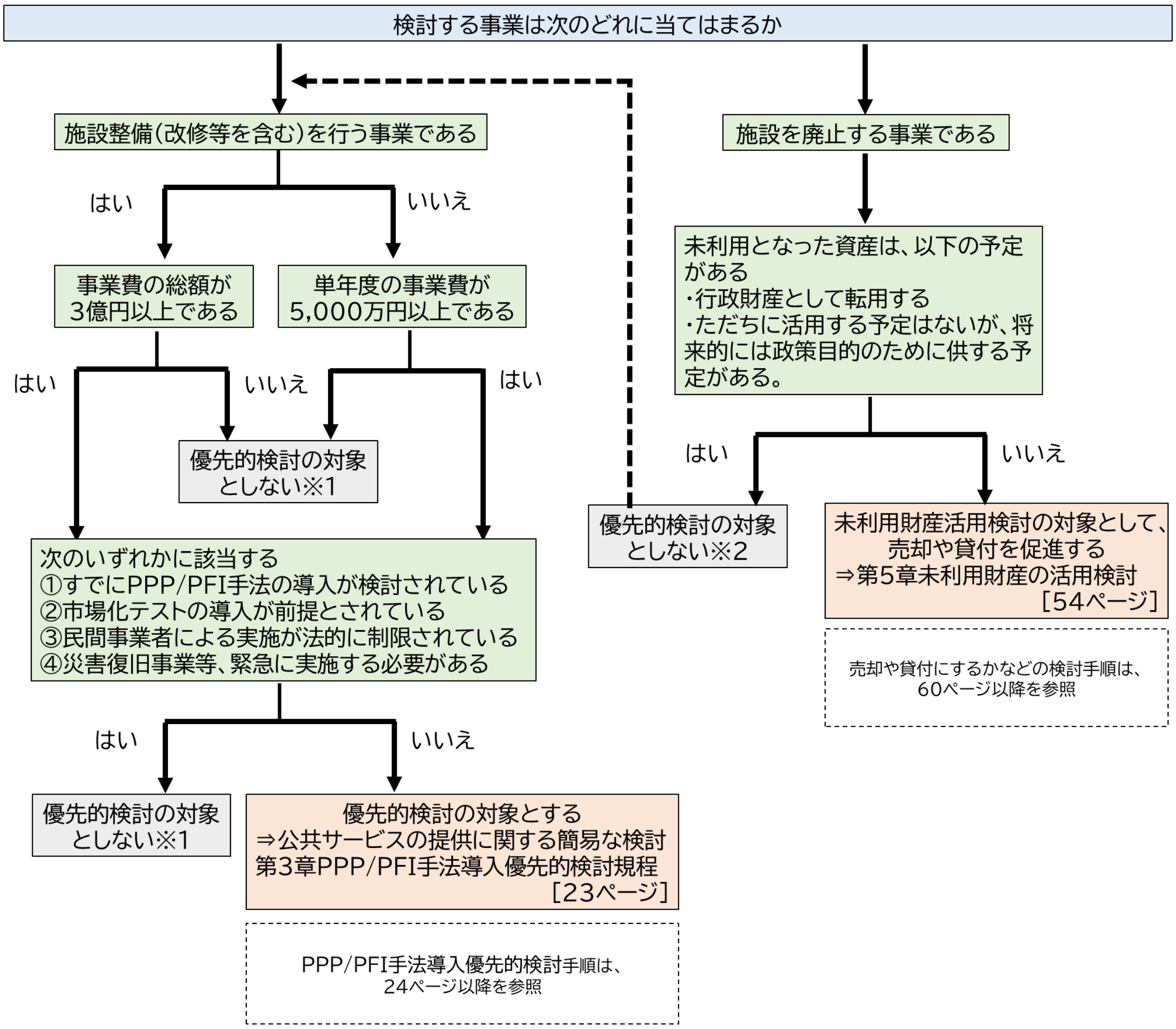

※1：優先的検討規程の対象としない事業について、PPP/PFI手法の導入を妨げるものではない。
※2：※1同様。かつ、行政財産として活用（使用許可）することも想定できるが、本規程では、未利用となった財産の活用方法を整理するものであるため、本規程では活用検討の対象外とする。
なお、行政財産を活用して、施設整備（改修等を含む）を行う場合には、優先的検討の対象となるか検討が必要。

図：使用する検討フローの判断

公的不動産の活用への民間活力導入に関する検討フロー

高萩市規程では、公的不動産の活用への民間活力導入に関する検討フローを下図のとおり整理した。

公的不動産は大きく行政財産と普通財産に分けられ、活用方法としては大きく、許可、売却、貸付、信託の4つが考えられる。高萩市規程では、公共施設等の集約化・複合化に伴い、今後普通財産が増えていくことを見据え、自主財源の確保・地域活性化の向上に資することを目的として、普通財産に関する売却、貸付を検討の対象としている。

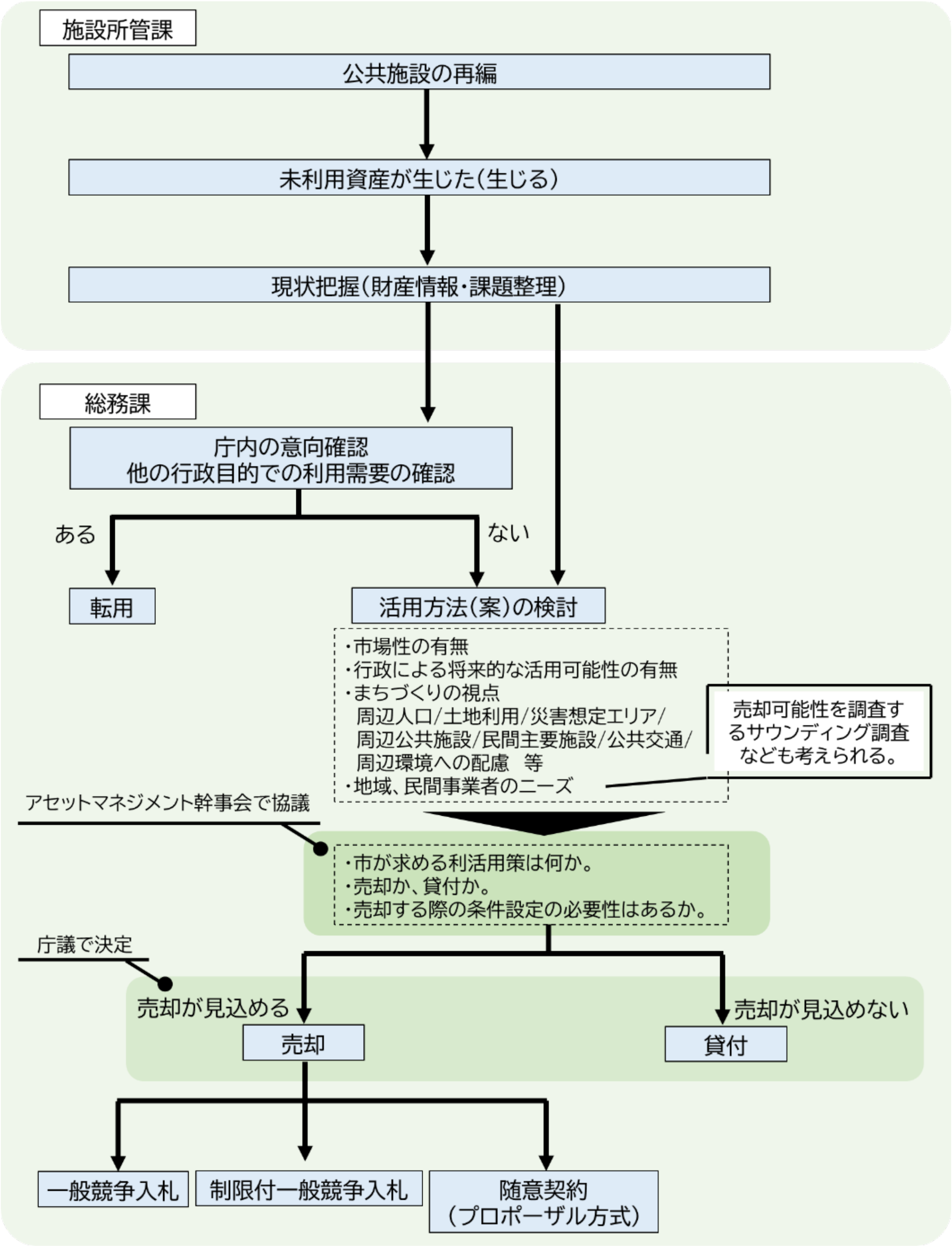

図：公的不動産の活用への民間活力導入に関する検討フロー

（6）特徴⑧「簡易な検討」と「詳細な検討」の取り扱いのカスタマイズ

豊川市は、PPP/PFI手法の導入を積極的に進めたい考えである。このため、VFMを見込むことができる一定規模以上の事業（建築物またはプラントの整備等に関する事業：10億円以上、利用料金の徴収を行う施設の運営等を行う事業：5,000万円／年度以上）を優先的検討の対象とした上で、これに該当する事業は原則として全て「詳細な検討」を実施する方針とした。

なお、「簡易な検討」は、優先的検討の対象とする事業の規模に満たないものの、他市町村等において類似事例（事業内容・事業規模）がある場合に、対象事業へのPPP/PFI手法導入の適正性を審査する目的で実施する方針としている。

表：「簡易な検討」と「詳細な検討」の実施目的の比較

	検討の種類	検討の目的
内閣府手引	簡易な検討	・優先的検討の対象となる事業について、詳細な検討を進める必要があるか判断する目的で実施する。
	詳細な検討	・対象事業にPPP/PFI手法を採用するか否か、最終判断をするとともに、採用する場合における事業手法や事業スキーム等を検討する目的で実施する。
豊川市規程	簡易な検討	・優先的検討の対象ではないが、他市町村等において類似事例（事業内容・事業規模）がある場合に、対象事業へのPPP/PFI手法導入の適正性を審査する目的で実施する。
	詳細な検討	・優先的検討の対象事業は、原則としてPPP/PFI手法を導入することを前提として検討を進める。 ・対象事業にPPP/PFI手法を採用するか否か、最終判断をするとともに、採用する場合における事業手法や事業スキーム等を検討する目的で実施する。

2-1-4. 優先的検討規程案に基づいた運用支援

検討した優先的検討規程案の運用上の課題や改善点を把握することを目的として、各支援対象団体における「優先的検討規程案を試行する事業案件」について、優先的検討規程案を試行する。

優先的検討規程案の試行の結果、「簡易な検討」の内容や様式等は概ね問題なく使用できることを確認した。各支援対象団体から、「簡易な検討」の進め方の解説や様式の文言、概算事業費（従来手法）試算エクセルシートについて、使い勝手が良くなるように改善したい意向がそれぞれ示されたため、各支援対象団体の意向に合わせて修正等の対応・支援を行った。

2-2. 優先的検討規程の策定･運用に関する課題等整理

本調査から把握した優先的検討規程の策定・運用に関する課題等を以下に整理する。

（1）課題１　インフラの取り扱い

本業務では、いずれの支援対象団体においてもインフラを優先的検討の対象とするかが議論になり、各支援対象団体におけるインフラへのPPP/PFI手法導入の取組状況等を踏まえて下表のようにインフラの取り扱いを整理した。

パターン②の対応は他自治体で参考にすることが考えられるが、インフラ（管路 等）への包括的民間委託の導入検討が所管課の意識（積極的にPPP/PFI手法を活用したいと考えるか）に左右されてしまう点で優先的検討規程の主旨を十分に反映できていないという課題が残る。**優先的検討規程においてインフラをどのように取り扱うことが最も望ましいか、インフラ向けの「簡易な検討」の適切な方法・内容等について、継続して検討する必要**がある。

表：インフラの取り扱いパターン（再掲）

パターン①	インフラ（道路、水道）は優先的検討の対象外とする。	
	採用・理由	会津若松市（既に所管課にて検討が進められているため） 豊川市（既に所管課にて検討が進められているため）
パターン②	インフラ（管路 等）の維持管理等への包括的民間委託の導入検討は「簡易な検討」を省略して「詳細な検討」から開始できる。	
	採用・理由	高萩市、武蔵野市、江南市 （検討の初期段階から詳細な検討レベルの検討が必要なため）

（2）課題２　簡易な検討における定量的評価の位置づけ（サウンディング型市場調査取り扱い）

本業務では、武蔵野市と江南市で「簡易な検討」にサウンディング型市場調査を組み込む対応をとる方針とした。それぞれの自治体におけるサウンディング型市場調査の取り扱いは下表のとおり。

表：サウンディング型市場調査の取り扱い（再掲）

武蔵野市	PPP/PFI手法の主たる導入目的が公共サービスの水準向上であるため、「簡易な検討」において、定量的評価に代わり民間事業者の意見聴取等を実施する。
江南市	職員の負担軽減の観点から、PPP/PFI事業として成立する可能性が高い案件に絞って定性的評価・定量的評価を実施したい考えであるため、「簡易な検討」の初期段階においてサウンディング型市場調査を実施する。

武蔵野市では、職員の負担軽減及び市が期待するPPP/PFI手法の導入効果（民間ノウハウの活用による公共サービスの水準向上等）が期待できるか調査することを目的として、優先的検討の対象事業を一般的にVFMが期待できる事業規模以上に設定した上で、「簡易な検討」における定量的評価を必須とせずに、サウンディング型市場調査を実施する内容とした。

江南市では、職員の負担軽減及びPPP/PFI事業として成立する可能性が高い案件に絞って「簡易な検討」を実施する目的から、「簡易な検討」の初期段階においてサウンディング型市場調査を実施し、事業の実現性（スケジュール、市場性 等）を把握する内容とした。

現行の手引では、「簡易な検討」は定量的評価を基本として、定性的評価やサウンディング型市場調査等の民間事業者への意見聴取は、定量的評価の補足や定量的評価が困難である場合に活用が考えられると解説されている。しかし、近年では、PPP/PFI事業が全国的に増え、民間事業者も参画する事業を取捨選択する状況であり、また建設業における働き方改革や人手不足等も影響し、厳しい事業スケジュールの案件では参画が得られないといったケースも発生している。このような背景を受けて、**PPP/PFI手法の導入検討の初期段階における民間事業者の意見聴取の重要性が高まっている**と考える。

以上を踏まえて、「簡易な検討」におけるサウンディング型市場調査と定量的評価の位置づけについて再考する必要があると考える。再考のイメージは下表のとおり。

また、支援対象団体からは、定性面でのPPP/PFI手法の導入効果を説明する際に根拠をもって説明できないため苦慮するといった意見があった。VFMのみでなく、サービス水準の向上を評価する指標についても検討が必要と考える。

表：「簡易な検討」におけるサウンディング型市場調査と定量的評価の位置づけの再考（イメージ）

	「簡易な検討」における位置づけ	
	現行の手引	再考のイメージ
定量的評価	採用手法の導入適否を評価するもの（「詳細な検討」を実施するかどうかを判断する材料）	・優先的検討の対象とする事業の規模を一般的にVFMが期待できる基準に設定した上で省略することができる。
ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ型市場調査	定量的評価が困難な場合に採用手法の導入適否を評価することができるもの（定量的評価の代わり、もしくは補足として活用可能）	・PPP/PFI事業の実現性向上の観点から積極的に取り組むことが望ましい。 ・調査よりPPP/PFI事業の実現を妨げる課題が把握された場合は、対策について検討すること。

（3）課題３　事業費が10億円未満のPFI事業の情報提供

本業務の支援対象団体はいずれも人口20万人以下の自治体であるため、優先的検討の対象とする事業費の規模の検討にあたっては、手引の基準（建設、製造又は改修を含むもの：10億円以上、運営等のみを行うもの：1億円／年度以上）を採用することの適切性について、自治体の規模や事業費実績等を鑑みて検討する必要があり、検討に際しては、**多くの場面で「過去10年程度に実施された事業費が10億円未満のPFI事業調査（P6参照）」が活用された。**

人口20万人未満の自治体における優先的検討規程の策定や適切な優先的検討の対象事業の規模設定を促進する目的で、**国から事業費が10億円未満のPFI事業の情報提供を行うことが望ましい**と考える。

表：支援対象団体の人口及び優先的検討の対象事業の事業費規模

	人口※	優先的検討の対象	
		建設、製造又は改修を含むもの	運営等のみを行うもの
会津若松市	117,376人	5億円以上 （運営等を含む場合、10億円以上）	5,000万円／年度以上
高　萩　市	27,699人	3億円以上	5,000万円／年度以上
武 蔵 野 市	150,149人	10億円以上	1億円／年度以上
豊　川　市	184,661人	10億円以上	5,000万円／年度以上
江　南　市	98,255人	10億円以上	1億円／年度以上

※（出典：令和2年度 国勢調査）

なお、昨年度の支援（菊川市、湖西市）の結果も踏まえて、「VFMが期待できる事業費規模の最低ライン」及び「自治体規模等を考慮した優先的検討の対象事業の規模の設定」について下表のような知見が得られた。今後、優先的検討規程を策定する人口20万人未満の自治体においては適宜参考にすることが考えられる。

表：優先的検討の対象とする事業費規模の設定に関する知見

VFMが期待できる事業費規模の最低ライン	・建設、製造又は改修を含むものについては3億円以上 ・運営等のみを行うものについては5,000万円／年度以上 （事例ベースで検討）	
自治体規模等を考慮した優先的検討の対象事業の規模の設定	人口5万人未満の自治体	自治体における事業費実績を鑑みた上で、「建設、製造又は改修を含むもの」については3億円から10億円の間で設定することが考えられる。
	人口が10万人以上20万人未満の自治体	各自治体における優先的検討の実施方針（できるだけ検討機会を多く持ちたい、案件を絞って丁寧に検討したい　等）や自治体における事業費実績を鑑みて10億円に設定するか、10億円より低い金額に設定することが考えられる。

（4）課題４　PPP/PFI手法の導入体制

本業務では、PPP/PFI事業実施に係る予算化や庁内のコンセンサス形成の円滑化を考慮し、意思決定機関を明確にした上で、特に**財政担当が検討の初期段階から継続的に事業化検討に関わる検討体制を構築**できるよう支援している。更に、江南市においては過去のPPP/PFI事業の経験を踏まえて、**円滑に庁内の横連携を形成して事業を進めるとともに、市としてPPP/PFIのノウハウを蓄積できる体制を構築するために、事業化段階や事業開始後に連携する部局（建築関係、企画関係、契約関係　等）とも、検討の要所で連携できるように体制を構築する必要がある**ことが示唆された。

連携する部局は自治体の組織構成により変わるため、**どのような所管部署がPPP/PFI事業に関わる必要があるが、一般化したイメージ図等を提示できると、他自治体でも参考にしやすい**と考える。

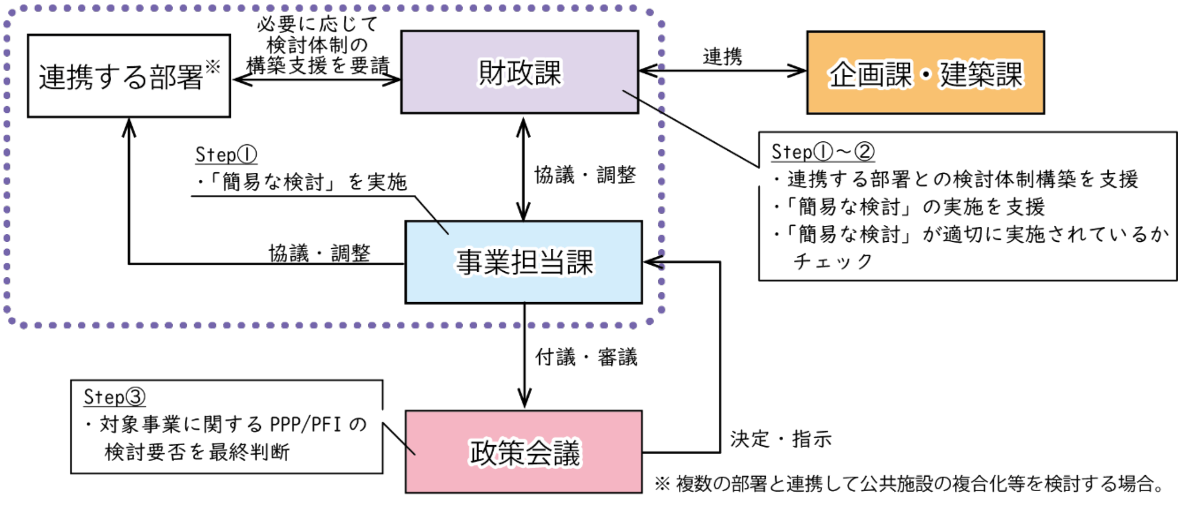

図：PPP/PFI手法の導入体制（江南市規程）（再掲）

（5）課題５　手引における「簡易な検討」が適用し得る事業手法の精査

本業務では、高萩市から公共サービスの提供へのPPP/PFI手法導入と公的不動産の活用への民間活力導入を同時に検討できる優先的検討規程を作成したいという意向があり、これについて検討した。

検討の結論、手引で整理されている「簡易な検討」は公共サービスへのPPP/PFI手法の導入（PFI手法、DBO手法 等）の検討には適用するが、公的不動産の活用（貸付や譲渡 等）の検討には適用できないことを把握した。これは、前者が一部であったとしても公的負担が発生する公共事業であるのに対して、後者はあくまでも公的不動産を活用した民間事業者の事業活動であるという点に由来する。

その他、許可関連の事業手法や市街地再開発事業に関連する事業手法等も手引における「簡易な検討」が適用されない可能性があると考える。優先的検討の対象とする事業手法と検討内容の整合・精査について、今後検討が必要であると考える。

なお、高萩市規程では、公的不動産の活用として民間への売却を優先した場合の検討手順・内容を整理している。他自治体において参考にする場合は、自治体における公的不動産の活用に関する考え方（民間に売却することを優先するか、公共が保有し続けることを優先するか 等）により内容が変わることに留意して検討する必要がある。

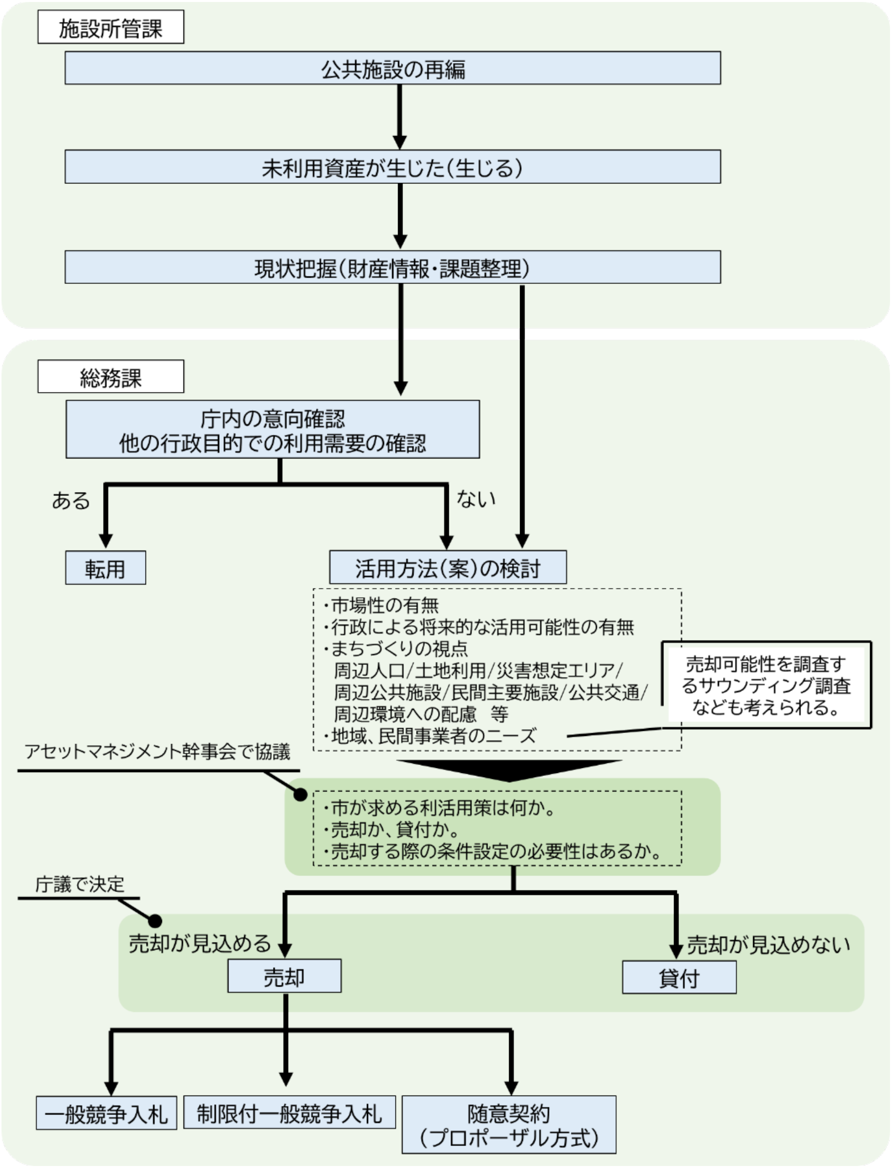

図：公的不動産の活用への民間活力導入に関する検討フロー（高萩市規程）（再掲）